別添1－2

＜改正後＞

別表

土地家屋調査士専門職能継続学習 認定基準表

形態	種　別		項	目	対象時間	ポイント（単位）数	年間の上限/自己申告
学習	1	義務研修	新人研修		受講時間	0.5ポイント/30分	
			年次研修		受講時間	0.5ポイント/30分	
	2	特別研修	受講		受講時間	0.5ポイント/30分	45ポイント
			認定		認定	5ポイント	5ポイント
	3	一般研修	倫理・法令関連研修	倫理・職責・調査士法	受講時間	0.5ポイント/30分	
				不動産登記法	受講時間	0.5ポイント/30分	
				民法等法令	受講時間	0.5ポイント/30分	
			業務関連研修	業務全般	受講時間	0.5ポイント/30分	
				地図関連	受講時間	0.5ポイント/30分	
				測量関係	受講時間	0.5ポイント/30分	
			境界関連研修	境界理論	受講時間	0.5ポイント/30分	
				筆界特定	受講時間	0.5ポイント/30分	
				ADR	受講時間	0.5ポイント/30分	
			eラーニング		受講時間	0.5ポイント/30分	
			その他		受講時間	0.5ポイント/30分	
	4	特定研修	ADR		件	1ポイント/件	自己申告
			筆特調査員		件	1ポイント/件	自己申告
			財産管理人		件	1ポイント/件	自己申告
			その他		件	1ポイント/件	自己申告
	5	講師	講師（パネリスト含む）		担当時間	1.5ポイント/30分	自己申告
			論文発表		件	2ポイント/件	
	6	外部研修	外部のシンポジウム		受講時間	1ポイント/件	自己申告
			裁判所調停等		受講時間	1ポイント/件	自己申告
社会貢献	1	無料相談会	相談員		件	1ポイント/件	自己申告
	2	社会貢献活動	ボランティア活動		件	1ポイント/件	
	3	寄附講座	講師		件	2ポイント/講座	

＜改正前＞

令和3年4月23日版（令和3年4月1日から適用）

土地家屋調査士専門職能継続学習 認定基準表

形態	種 別		区分	内容	対象時間	ポイント（単位）数	年間の上限／自己申告	備考
1参加学習型	a	特別研修	受講	土地家屋調査士特別研修の受講	受講時間	0.5ポイント/30分	45ポイント	・基礎研修、グループ研修、集合研修、総合講義ごとにポイントを付与する。 ・聴講者に対しても同様にポイントを付与する。（グループ研修を除く。） ・考査はポイントを付与しない。
			認定	土地家屋調査士法第3条第2項第2号の認定	認定	5ポイント	5ポイント	「認定」は、連合会への登録をもってポイントを付与する。
	b	講習会等	一般講習	土地家屋調査士会主催の講習会、研修会の受講	受講時間 件	0.5ポイント/30分 1ポイント/件		・連合会、ブロック協議会（他ブロック含む）、土地家屋調査士会（他会含む）、支部（他支部含む）、公嘱協会（※4）等が主催のものを対象とする。 ・時間管理できる場合は「受講時間」、できない場合は「件」とする。 ・DVD等のメディア媒体を集合形式で視聴した時は、時間管理できる場合は「受講時間」、できない場合は「件」とする。
			一般講演会	公開講座・講演会・シンポジウムへの参加	受講時間 件	0.5ポイント/30分 1ポイント/件		・連合会、ブロック協議会（他ブロック含む）、土地家屋調査士会（他会含む）、支部（他支部含む）、公嘱協会（※4）等が主催のものを対象とする。 ・時間管理できる場合は「受講時間」、できない場合は「件」とする。 ・DVD等のメディア媒体を集合形式で視聴した時は、時間管理できる場合は「受講時間」、できない場合は「件」とする。
			外部	外部プログラムによる講習会、研修会の受講、公開講座・講演会・シンポジウムへの参加	件	1ポイント/件	自己申告	・区分「一般講演会」以外を対象とする。 ・1件は1日以内とし、複数日にわたる場合は「日」を「件」へ置き換える。（3日にわたった場合は3ポイント） ・パンフレット、レジュメや修了証書等の写しの提示が必要である。
			特定研修	特定業務等を対象とした研修会への参加	件	1ポイント/件	自己申告	・土地家屋調査士研修制度基本要綱第3条第2号に掲げる特定研修を対象とする。 ・1件は1日以内とし、複数日にわたる場合は「日」を「件」へ置き換える。（3日にわたった場合は3ポイント） ・パンフレット、レジュメや修了証書等の写しの提示が必要である。 例）ADR手続実施者・相談員、調停員を対象とした研修、筆界調査委員・境界鑑定人を対象とした研修、オンラインのサポート員の研修、ADR認定土地家屋調査士対象の研修、講師育成研修　等
	c	見学会	見学会視察	見学会、国内外視察	件	1ポイント/件	自己申告	パンフレットやレジュメ等の写しの提示が必要である。
	d	eラーニング	視聴講習	eラーニングシステムによる研修の受講	受講時間	0.5ポイント/30分		・1講義あたり当該講義をすべて視聴した場合、何回視聴しても初回のみCPDポイントを付与する。 ・CPDポイントの付与は連合会が行う。
2情報提供型	h	講師	講師	講習会、研修会等の講師	担当時間	1.5ポイント/30分	16ポイント/一部自己申告	・連合会、ブロック協議会（他ブロック含む）、土地家屋調査士会（他会含む）、支部（他支部含む）、公嘱協会等が主催のものは、主催者から該当土地家屋調査士会へ通知し、それ以外は自己申告とする。 ・自己申告の場合、パンフレットやレジュメ等の写しの提示が必要である。
				講演会・シンポジウム等の講師、パネリスト等	担当時間	1.5ポイント/30分		・連合会、ブロック協議会（他ブロック含む）、土地家屋調査士会（他会含む）、支部（他支部含む）、公嘱協会等が主催のものは、主催者から該当土地家屋調査士会へ通知し、それ以外は自己申告とする。 ・自己申告の場合、パンフレットやレジュメ等の写しの提示が必要である。
				大学、専門学校等の講師	担当時間	1.5ポイント/30分		大学、専門学校等で作成したカリキュラム等の写しの提示が必要である。
			発表	調査研究報告等の発表	件	2ポイント/件		・連合会、ブロック協議会（他ブロック含む）、土地家屋調査士会（他会含む）、支部（他支部含む）、公嘱協会等が主催のものは、主催者から該当土地家屋調査士会へ通知し、それ以外は自己申告とする。 ・自己申告の場合、パンフレットやレジュメ等の写しの提示が必要である。
	i	執筆	執筆活動	専門誌、機関誌、雑誌等の執筆	件	2ポイント/件	16ポイント/自己申告	例）登記研究、登記情報、連合会会報等
			論文発表	学術論文執筆	件	2ポイント/件		例）登記研究、登記情報、連合会会報等
			図書	単著者	冊	10ポイント/冊		平成20年4月1日以降に発行された図書
				共著者	冊	5ポイント/冊		平成20年4月1日以降に発行された図書
				多数分担執筆	冊	2ポイント/冊		平成20年4月1日以降に発行された図書
	k	社会貢献	社会貢献活動	専門知識、技術を生かした社会貢献	件	1ポイント/件	8ポイント/自己申告	1件は1日以内とし、複数日にわたる場合は「日」を「件」へ置き換える。（3日にわたった場合は3ポイント） 例）災害復興、公共団体又は土地家屋調査士会が主催する無料相談会等
3自己学習型	r	専門誌等購読	専門雑誌の購読	連合会会報「土地家屋調査士」の購読	年	2ポイント/年		各土地家屋調査士会の会報は、発行状況が異なるため対象外。
				専門雑誌の講読	年	3ポイント/年	3ポイント/自己申告	・当分の間、下記の雑誌のみとする。 月刊登記情報、民事月報、登記研究、民事法務、月刊測量 ・年間購読料の領収書写しの提出をもって、CPDポイントを付与する。
			専門図書の購読	専門図書の購読(※5)	冊	2ポイント/冊	2ポイント/自己申告	・当分の間、下記の図書のみとする。 土地境界基本実務叢書、土地家屋調査士の業務と制度 ・上記図書を購入したことがわかる領収書写しの提出をもって、CPDポイントを付与する。
	s	DVD等の視聴	視聴講習	研修会等のDVD等のメディア媒体を個人で視聴	受講時間	0.5ポイント/30分	自己申告	・連合会、ブロック協議会（他ブロック含む）、土地家屋調査士会（他会含む）、支部（他支部含む）、公嘱協会等から貸与されるものに限る。 ・1,000文字以上のレポートが提出され、土地家屋調査士会長が承認することを必須とする。
4その他	z				―	申請によって異なる	自己申告	申請は3/31まで申請を受付け、次年度の評価検討委員会で協議後、ポイントを付与する。

※1 「4 その他」に関する申請は、土地家屋調査士CPD研修プログラム認定申請書を用いて日本土地家屋調査士会連合会へ行ってください。
※2 遅刻・早退等については研修主体が判断してください。
※3 認定基準は、原則として土地家屋調査士の業務に関するものに限ります。
※4 公嘱協会主催の研修会においては、管轄する土地家屋調査士会内で全会員に周知（HP公開等）し、社員でない会員も参加できる場合にのみポイントを付与する。
※5 専門図書の購読は初回のみポイントを付与します。各土地家屋調査士会において過去の購入者の認定を可能としますとともに、平成23年4月1日以降の購入者についても購入時に認定を可能とします。